

▼○議長（洲浜繁達）▽ 中島議員。

〔中島謙二議員登壇、拍手〕

▼○中島謙二議員▽ 自民党議員連盟の中島謙二でございます。

今まで行われました質問と多少重なる部分もあるかと思いますが、ただいまより大きく4項目に関して一般質問を行いますので、知事を始め執行部の真摯な御答弁をよろしくお願いをいたします。

まず初めに、再生可能エネルギーの導入拡大を図る上で期待されるスマートグリッドについて伺います。

スマートグリッドを短く説明しますと、スマートは賢い、グリッドは送配電系統網を意味しております。したがって、スマートグリッドとは、電力の流れを供給側、需要側の両方から制御し、最適化できる送配電網であり、次世代送配電網と呼ばれるように、従来の発電、送電、配電の形を革新的に変えるものと考えられております。

このスマートグリッドという名称は、2005年にEUI委員会が発表した技術開発に初めて用いられ、その後、アメリカのオバマ政権がグリーン・ニューディール政策の柱として位置づけたことで注目を集め、広く用いられるようになっております。

このスマートグリッドの定義づけは、各国や地域で異なっておりますが、日本においては、本年3月11日に発生した東日本大震災と東京電力福島第一原子力発電所事故により、我が国のエネルギー政策の問題点が明らかにされ、そのため、日本における安定的な電力供給が長期にわたって損なわれる可能性が高い今、その解決策として注目されるのがスマートグリッドと言われております。

一方、昨年政府は、2030年までのエネルギー政策の方向性を示すエネルギー基本計画を閣議決定し、エネルギーの安定調達や地球温暖化対策を強化するため、2030年までに14基以上の原発を新たに増設し、太陽光発電など再生可能エネルギーの導入拡大を盛り込んでおります。しかしながら、東日本大震災による東京電力第一原子力発電所の事故の発生により、政府においてはエネルギー政策の見直しが行われており、再生可能エネルギーの導入拡大の方向性が示されております。このような再生可能エネルギーの導入は、エネルギー源の多様化や地球温暖化対策への貢献のみならず、新たな経済成長や市場拡大の誘発といった経済効果も期待できるものであり

ます。

このように、福島原発事故以来、今後のエネルギーとして再生可能エネルギーが注目されてきている中、本県においても今後の新エネルギー対策について、若手職員を中心としたチームをつくり、その検討に着手しているところであります。こうした再生可能エネルギーの導入拡大は、本県においても地域資源を有効に活用するものであり、それぞれの地域の特性に合わせた導入を図っていくことが必要であります。中でも、本県の豊かな自然環境から生み出される木質バイオマスの有効活用は、本県の大部分を占める中山間地域での産業活性化や雇用拡大などに大いに資するものと考えられます。

一方で、太陽光発電や風力発電などの地上で得られる自然エネルギーから発電する電力は、立地条件や日射量、風況等により発電量が左右され、時々刻々と変化して、一定には得られないという特性があります。これまでの送配電系統は、天候によって変動する自然エネルギーによる発電を想定していなかったため、できるだけ多くの自然エネルギーを使った発電システム同士を連結することで全体の発電電力量を平均化することができれば、蓄電池容量を減らすと同時に蓄電池も集中できれば、維持管理も非常に楽なものになると考えられます。

また、自然エネルギー由来の発電システムは地理的に分散して存在するために、多数を接続するためには、専用の送電網をつくるよりも既にある商用電力の送電網、すなわち電力システムを利用するほうが無駄がありませんが、周波数や電圧といった電力品質を電力系統内の隅々まで維持し続けるためには、需要家側と送出側、そして電力システムを管理する側が相互に協調する必要があります。このような再生可能エネルギーを電力系統で問題なく扱えるようにするためのシステムが、スマートグリッドであります。

今日本においては、東日本大震災による東京電力福島第一原子力発電所の事故と、その後の中部電力浜岡原子力発電所の停止などにより、日本全体の発電能力が少なくなり、ことしの夏は何とかできても、このままでは当然、需要のピークに対応できない事態も考えられます。したがって、今後電力消費の抑制を効果的に行い、再生可能エネルギーの導入拡大を図るために、スマートグリッドの導入が促進される可能性は高いものと考えられます。そのため、国においてもスマートグリッドの検討がなさ

れ、一部の電力会社でも実証試験などの取り組みが行われていると聞いております。また、再生可能エネルギー特別措置法が成立し、電力会社は自然エネルギーで発電された電気の買い取りが義務づけられ、今後、自然エネルギーの導入が加速されるものと考えられます。

そこで、再生可能エネルギーの大量導入に当たって、電力の安定供給のため、今後スマートグリッドが用いられる可能性が高いと考えられますが、スマートグリッドの果たす役割について、島根県はどのように考えておられるのか。また、スマートグリッドの国内の現状について、あわせてお尋ねいたします。

次に、防災対策について、まず原子力災害発生後の県庁機能の移転について伺います。

御承知のように、このたびの東日本大震災により福島第一原子力発電所の事故が発生し、今まで信じられてきた原子力発電所の安全神話は崩され、今国のエネルギー政策の見直しが行われようとしております。また、福島第一原子力発電所の事故では、半径20キロメートル圏内が避難区域に、さらに20キロメートル圏外の一定区域も計画的避難区域に設定され、区域内では、住民避難だけではなく役場機能の移転も余儀なくされている状況にあります。さらに、国の原子力災害現地対策本部は、福島第一原発から約5キロメートルに位置するオフサイトセンターで活動を開始いたしました。事故発生から4日後、原子力災害の進展に伴う高放射能の影響、通信途絶などにより、活動場所を福島県庁に移動しております。

一方、島根原子力発電所においては、原子力発電所が立地している道県の中で、唯一県庁所在地であるこの松江市の全域が半径20キロメートル圏内に入ることから、原発事故を想定した新たな防災計画を策定する必要があります。そのため、このたびの東日本大震災における福島第一原子力発電所の事故を受け、島根県は、今後、原子力防災対策の強化を図るため防災対策本部を設置し、県の災害対策本部及び一般業務の移転を検討課題の一つとしております。

今この島根原発において、仮に福島第一原子力発電所と同様な事態が発生した場合、県、立地自治体である松江に加え、周辺市町が中心となり、国などと連携しながら、住民避難や緊急時モニタリング

などの応急対策を実施することになるものと考えられます。こうしたことから、災害対策本部の移転先の検討に際しては、応急対策が実施される区域との距離、国や市町との連携、さらに、一般業務の実施場所との距離などにも配慮する必要があると考えております。しかしながら、私の地元である益田市においては、県庁の機能をバックアップする防災拠点を、県庁から100キロメートル以上離れた益田市に設置するよう求める署名運動が行われているようですが、県においては、災害対策本部や一般業務の移転先の条件について、どのようなお考えを持っておられるのか。また、移転先の検討は、立地市や周辺市町とも十分協議しながら行うべきと考えますが、知事の所見をお伺いをいたします。

次に、災害に備えた緊急物資の備蓄、輸送について伺います。

このたびの東日本大震災では、道路、鉄道などの被災により緊急物資輸送が混乱し、岩手県の防災担当者が、国の検討会に今後の大震災の教訓として、避難者への物資支援、緊急物資の集積、輸送について報告しております。その概要は、3日間は十分な支援物資を避難所に届けられなかった、膨大な量の支援物資を集積、配分、輸送するには屋根のある広大な作業ヤードが必要で、空港の近くに設定できればベターであったということであります。

島根県においては、東部の松江に緊急物資、資機材の集積配給基地機能を有する広域防災拠点を整備しておりますが、西部では、浜田市に備蓄機能のみを有する備蓄倉庫の整備のみにとどまっております。このような現在の広域防災体制の中、島根県では、国の防災基本計画の見直しや地震被害想定調査の結果を踏まえ、地域防災計画の見直しを行うとしておられますが、今回の東日本大震災の教訓を踏まえ、緊急物資の備蓄や輸送拠点の機能についても再検討する必要があるものと考えております。またその際、緊急物資の輸送拠点となる萩・石見空港も備蓄拠点の候補となり得ると考えますが、あわせて知事の所見をお伺いいたします。

次に、職員基本条例及び教育基本条例についてあります。

橋下徹大阪府知事が率いる大阪維新の会は、年功序列、身分保障を前提とした公務員制度の見直しを政治主導で進めることをねらいとして、職員基本条例案及び教育基本条例案を9月21日大阪府議会議長

に提出し、さらに9月30日に大阪市議会に、また堺市議会には11月に提案することとしております。これらの条例は、必ずしも全国的な流れには今のところなっておりませんが、政治主導で公務員制度を大幅に変えるとともに、教育に政治が深く関与し、自治体首長と教育委員会との関係を根本的に揺るがすものになっており、仮に成立した場合、他の都道府県にも影響を与えることも考えられるため、あえて今回質問することといたしました。

さて、この職員基本条例と教育基本条例に共通する事項は、職員を5段階で評価し、最も低い評価が2年連続で続いた場合は分限処分、さらに同じ職務命令に3回連続で違反した職員は分限免職とするというものであり、本年6月に大阪府で成立した、起立斉唱の職務命令に従わない教職員を段階を踏んで免職にすることができるようにする、君が代起立条例に沿っている内容となっているようであります。この分限処分というものは民間では行われず、国家公務員及び地方公務員に適用される処分であり、分限とは身分の保障の限界という意味があり、処分は公務の効率性を保つために行われるとされておりますが、まず、この分限処分とはどのような目的で行われ、具体的にはどのような処分があるのか、あわせてお伺いいたします。

また、この橋下徹大阪府知事が率いる大阪維新の会の職員基本条例及び教育基本条例における分限処分の基準について、さきの菅内閣の片山前総務大臣は、地方公務員法は処分の具体的な基準がなく、基準を明確にするのは評価できる。ただ、首長が乱用しやすいようにするのは許されないと述べていますが、知事はどのように考えておられるのか、お伺いいたします。

一方、教育基本条例においては、知事や市長が学校の実現すべき目標を設定し、教育委員が目標を実現する責務を果たさない場合は、議会の同意を得て罷免できることや、校長、副校長を公募し、校長に人事権や教科書選択権を与えるなどの内容となっていると聞いております。この教育基本条例については、首長に権限が集中し、教育の政治的中立性を損なう危険性を伴う、あるいは教育の政治利用であり、日本の教育史上、ここまで教育現場を縛る条例案はないというような批判もございますが、知事、教育委員長に、この大阪維新の会の教育基本条例案についての所感をお伺いいたします。

最後に、がん対策について伺います。

財団法人日本対がん協会は、昭和35年1960年から毎年9月をがん征圧月間と定め、がんとその予防についての正しい知識の徹底と早期発見、早期治療の普及に全国の組織を挙げて取り組んでおります。

また、鳥根県においては、平成18年9月に全国に先駆けて鳥根県がん対策推進条例を策定し、平成21年9月には鳥根県がん撲滅宣言が県議会で可決されるなど、この9月のがん征圧月間において、今までさまざまな積極的な取り組みが行われておりますが、まず本年の第52回がん征圧月間における鳥根県の取り組みについて、健康福祉部長に伺います。

この日本対がん協会が創立された昭和33年、1958年には、日本のがんによる死亡者は8万7,895人でありましたが、その後、がんによる死者は増加し続け、平成20年、2008年には34万3,000人を超えている状況にあります。さらに、事故を含めた年間の全死亡者の死因別では、昭和56年、1981年にがんが16万6,399人で1位となり、以来死因1位が続いており、日本では死者の3人に1人はがん死の時代となっております。このように、今後も高齢化社会の進行に伴い、がん罹患者が増加し、死亡者も増加することが考えられ、これからも人類はがんと闘っていかねばならない状況にあります。

一方、がんの本体解明は進み、画像診断、内視鏡、医用工学などを活用した診断、治療法の開発などにより、治癒率の改善に成果が上がり、今やがんは、早期発見、早期治療を行えば、もはや死の病ではなくなってきております。特に、最近ではがんの診断方法として、各がんが産出する特徴的な物質で、体液中で測定可能なものである腫瘍マーカーの検査や、人間が1年間に自然界から受ける被曝量とほぼ同じ程度のポジトロン、陽電子を放出するアイソトープで標識された薬剤を注射し、その体内成分を特殊なカメラで映像化するPET検査等が行われるようになるなど、以前に比べ、がんの早期発見は飛躍的に進歩してきております。したがって、人類共通の願いであるがん征圧には、生活習慣を改善する1次予防、検診による早期発見、早期治療を中心とした2次予防が非常に重要であり、みずからの健康は自分で守ることが求められる時代となってきております。

このような中、日本対がん協会は、喫煙を減らすことはがん予防に直結すること、精度の高い検診の

普及と受診者をふやすことががん死亡率の減少につながることや、患者や治療者が健康で豊かな生活を享受できる社会が必要であることから、21世紀のがん征圧運動の重点目標として、禁煙の勧め、検診の推進、患者、治療者のケアの3つの目標を掲げ、がん征圧運動を行っております。

そこで、島根県において、これらの禁煙の勧め、検診の推進、患者、治療者のケアについてどのような取り組みを行っておられるのか、お伺いいたします。

また、島根県における死亡原因の第1位は、全国と同じくがんであり、県民の健康を守るため、がん対策の総合的な推進は重要な課題であると考えます。そのため、島根県においては、平成19年4月に施行されたがん対策基本法に基づき、地域の実情を踏まえ、なお一層がん対策を充実強化していくため、平成20年3月に島根県がん対策推進計画、平成20年度からの5カ年計画を策定し、がん対策に取り組まれているところであります。この計画においては、がん死亡率の低減、がん検診受診者数の増加、がんの薬物療法、放射線療法に精通した医師の確保の3つを重点目標に設定し、取り組まれておられます。

そこで、島根県においては、今後より一層のがん予防の推進に向けどのように取り組まれていかれるのか、お伺いいたします。

ところで、先般、7月16日から18日に東京で開催されたがん政策サミット2011に参加してまいりました。本年のがん政策サミットには、島根県のがんサロンの関係者の方々を始め、全国から31都道府県の患者関係者73人、国会議員及び秘書8人、15道県の道県議会議員25人、3市の市議会議員3人、島根県を含む18道府県庁のがん対策担当者21人、10都県のがん診療拠点病院の医師10人など、4つの立場から総勢172名の方々が参加され、立場を超えて四位一体をキャッチフレーズに、がん対策について議論が行われております。

このがん政策サミットに今回初めて参加し、今まで全国に先駆け、がん対策に対する取り組みを積極的に取り組んできた島根県は、全国から非常に評価され、また注目されていることを強く感じるとともに、今まで述べてまいりましたように、がんの征圧のためには日常の健康管理はもちろんのこと、がんの早期発見、早期診断が何より重要であり、またそ

のためには、一人でも多くの方々にがん検診を受診いただくことの必要性を改めて再認識させられたところであります。

しかしながら、島根県におけるがん検診受診率は、全国に比べまだまだ低い状況にあるため、この9月のがん征圧月間、さらには乳がんの早期発見を訴える10月のピンクリボン運動などを契機に、島根県のがん検診受診率の向上が図れますよう、皆様方により一層の御協力を賜りますことをお願い申し上げます、私の一般質問を終了いたします。御清聴ありがとうございました。（拍手）

▼○議長（洲浜繁達）▽ 溝口知事。

〔溝口知事登壇〕

▼○知事（溝口善兵衛）▽ 中島議員の御質問にお答えを申し上げます。

最初は、福島原発の事故等を勘案し、仮に島根原発で事故が起こり、県庁等が使用できなくなった場合、災害対策本部等の移転をどのように考えるのかという御質問であります。

やはりこの福島状況などをお聞きしますと、県庁が市町村に対して、国からの情報を受け、指揮をするっていいですか情報を伝える、そういう役割、あるいは事故が起こった後のいろんな対応を見ますと、被災者の支援でありますとか、避難の場所の確保でありますとか、いろんな面で広域的に対応しなければならないわけでありまして、市町村を超えてやらなきゃいかん仕事がたくさん出るわけでありまして、そういう意味におきまして、県庁の機能をどういことがあっても確保するというは大変大事な課題だというふうに考えておきまして、3月末に、この関連の周辺の市町、鳥取県などとも一緒になりまして協議会を設けて、いろんな対応を考えておりますけれども、県としましては県庁機能の移転先として、当面の課題でございますけれども、当面の場所としてっていう応急的なものだろうと思っておりますけれども、そういうものについて関係部局において既に検討をしておりますし、今後関係する市町村など、どういう市町村が関係してくんのか、まだはっきりはしておりませんが、意向なども確認しながら進めていかなければならないというふうに考えておるところであります。

次に、緊急物資の備蓄や輸送拠点の機能についての御質問であります。

議員御指摘のように、県では現在、備蓄の拠点と

しては松江市と浜田市に設置をいたしまして、食料品、毛布、日用品などを直接備蓄をして災害に備えております。この備蓄は、これまでの島根における自然災害、台風でありますとか水害でありますとか、そういうようなことを想定をして必要な備蓄を行ってるといってございまして、福島あるいは岩手、宮城等における大災害、広域的な災害を考えますと、もっと広範な備蓄が必要になるわけでありまして、また、避難者の数が非常にふえるということがあります。それから、避難地域がいろんなところに出てくるということがあります。そしてまた、避難者の生活が長くなるということがあります。

また、こういう避難者に支援をするための燃料の調達でありますとか、いろんなことが必要になるわけでありまして、従来と違って広域的で、かつ備蓄する物資も長期のものを想定したものが必要になるわけでありまして、さらに、ガソリンといったようなふだん自由に手に入るといったようなものも備蓄するといったことも、場合によっては必要になってくるということもあります。いろんな緊急物資の備蓄につきましては国自身もお考えでありますけれども、我々としてもよく検討していかなければならないというふうに考えておるところであります。

また、そういう場所におきましては、交通の確保ということも大事になるわけでありまして、また、県内のための備蓄ということもございまして、国全体として地域的に備蓄の拠点を設けなさいかんとということも起こってくるわけでありまして、あるいは太平洋側における大震災、あるいは大津波といったようなことがありますと、もっと全国的な、広域を超える全国的な対応も必要になってくる可能性もあるわけでありまして、いろんな角度から、備蓄等についても考えていかなければならないというふうに思っておるところであります。

それに関連して、緊急物資の輸送拠点となり得る萩・石見空港なども考えてはどうかという御示唆がありました。いずれにしても、国全体のこと、あるいは地域の広域的なこと、あるいは県内のこと、いろんな角度からこの問題は考えていかなければならないと思っておりますし、あるいは全国的な大震災で大津波といったようなことを考えますと、やはり安全な場所にどうやって確保するかといったようなことも当然問題になるわけでありまして、いず

れにしても、物資の備蓄体制につきましては県自身でしてやること、あるいは国がやること、いろいろありますから、そういうものも念頭に置きながら、こうした問題を検討していく必要があると考えておるところであります。

次に、大阪府におきます職員基本条例及び教育基本条例に関する分限処分について御質問がありました。

分限処分につきましては、御説明にありますように地方公務員において勤務実績がよくない場合、心身の故障により職務の遂行に支障がある場合、公務員としての適格性を欠く場合などに行われるというふうに規定されております。適用に当たりましての具体的な基準については、法律上は規定がないわけでありまして、国家公務員につきましては、人事院が分限処分の指針というものを定めておるわけでありまして、

お尋ねの大阪維新の会の条例案におきまして適用される基準は、人事院の指針を参考にしながら、一部独自の基準が盛り込まれた内容になってると言われております。そうした内容につきまして、議員は片山前総務大臣のコメントなども引用されたわけでありまして、この問題は、今後、まず大阪府の府議会でどういった議論が行われるのか、それに関連しましていろんなところで議論も行われるわけでありまして、そういう議論をよく注視していきたいというふうに考えておるところであります。今私どもが、具体的にこうだというものを持っているわけではございません。

これと同様に、教育基本条例案についても御質問がありました。

これにつきましても議員が御紹介になっておりますけれども、教育基本法において政治的中立性の確保が必要だと規定をされておりますけれども、この条例案について、市長に権限が集中し、教育の政治的中立性を損なうおそれはないかといったような意見もあるところであります。私どもとしては、大阪におけます条例案の真意などもよく注視していきたいと考えておるところであります。私の質問は以上であります。

▼○議長（洲浜繁達）▽ 赤松総務部長。

〔赤松総務部長登壇〕

▼○総務部長（赤松俊彦）▽ 私からは、分限処分の目的及び内容についてお答えを申し上げます。

職員の処分についてでございますが、懲戒処分と分限処分とがございます、両者につきましては地方公務員法に規定をされておるところでございます。懲戒処分でございますが、これは職員が法令等に違反をした場合、あるいは非行があった場合などに職員個人の責任を迫及する、あるいは公務秩序の維持のために行うものでございまして、免職、停職、減給、戒告の処分が規定をされておるところでございます。

お尋ねの分限処分でございますが、分限処分につきましては、職員に法令違反がなくとも、職員がその職責を十分に果たすことができない場合、この判断が非常に難しいわけでございますが、このような場合に、公務能率を維持し適正な運営を確保することを目的に行うものでございまして、その内容でございますが、免職、休職、降任の処分が規定をされておるところでございます。以上でございます。

▼○議長（洲浜繁達）▽ 今岡地域振興部長。

〔今岡地域振興部長登壇〕

▼○地域振興部長（今岡輝夫）▽ 私からは、スマートグリッドの果たす役割と国内の現状についてお答えをいたします。

再生可能エネルギーにつきましては、エネルギー源の多様化や分散化、CO₂の排出削減といった観点から、今後導入が加速されると予想しております。一方で、再生可能エネルギーが大量に導入された場合、従来の電力網のままでは、次のような問題が発生するとも言われております。まず一つは、再生可能エネルギーは、先生からも御指摘ありましたが気候等による発電量の変動が大きいことから、電力需要を上回る発電があった場合などに電力の需給バランスが崩れ、周波数が適正值、普通は60ヘルツ、プラス・マイナス0.2ヘルツと言われているにもかかわらず、これを逸脱して大規模停電が発生するおそれがある。2つ目には、住宅用太陽光発電などで電力会社が発電量をコントロールできない電力が大量に流入した場合、配電系統の電圧が適正值、これ101ボルト、プラス・マイナス6ボルトと言われているところでございますが、これを逸脱して、電気機器の故障や発熱による火災が発生するおそれがあることなど、この2点が言われております。

議員からお話のありました情報通信技術を活用したスマートグリッドは、次世代の電力網として、先ほど申し上げましたような問題の解決に必要な社会

インフラであるというふうに私どもも認識しております。国内におきましては、まず国が次世代送配電システム制度検討会などを設けて研究を行っているところでございます。また、横浜市や豊田市など都市部の4地域や、鹿児島県、沖縄県の離島における実証試験が電力会社などにおいて行われているところでございます。以上でございます。

▼○議長（洲浜繁達）▽ 布野健康福祉部長。

〔布野健康福祉部長登壇〕

▼○健康福祉部長（布野典男）▽ 私のほうから、がん対策につきまして3点お答えします。

初めに、がん征圧月間の取り組みについてお答えします。

皆様御承知のとおり、今年9月はがん征圧月間です。がんにつきましては予防と早期発見が重要であり、生活習慣の改善や検診を受けることの必要性など、正しい知識の普及が大事であると考えます。県におきましては従来から、がん知識の普及、がん検診の受診者の増加、がん予防対策の強化などを集中的にPRする取り組みを進めてきたところでございます。今年度におきましては、既に各保健所を中心に、がんに関する啓発キャンペーンに取り組んできたところでありますが、来る9月29日はがん対策推進条例が制定された日であることから、この日に、がんサロンを始め広く関係団体とともに、正しいがんの知識の普及のために松江市内で街頭キャンペーンを行うこととしております。このような県主体の取り組みのほか、市民団体による啓発パネル展示やがん拠点病院でがんに関する市民公開講座、またショッピングセンターに検診車を配置し、検診受診を呼びかける取り組みなど、患者、家族、医療機関、企業などでさまざまな活動が行われています。こうしたがん征圧に向けた取り組みの輪を広げ、県民運動として進めてまいりたいと考えております。

次に、禁煙の勧め、検診の推進、患者、治療者のケアについてお答えします。

まず、禁煙の勧めにつきましては、昨年度、平成22年度に、本県が高校生などを対象に実施しました未成年者喫煙実態調査によりますと、高校生で喫煙を経験したと回答した者は、男子で全回答者564名であります。そのうちの13.3%、女子は全回答者546名のうち10.1%でありました。こうしたことから、本県では未成年者の喫煙防止を一つの柱とし

て取り組んでおり、昨年度は県内28カ所の小中高等学校を回り、たばこの害について出前講座を実施したところであり、今年度も引き続き実施しております。また、昨年度、成人を対象としました調査で、成人の喫煙者のうち半数が禁煙したいという希望をしていることも明らかになり、禁煙支援の取り組みについても重点的に行っております。具体的には、禁煙を希望する人に対しまして、禁煙治療実施医療機関を紹介する窓口を各保健所に設けて対応しております。

次に、検診の推進についてお答えします。

早期発見のかぎでありますがん検診の受診者数をふやすために、検診への呼びかけを積極的に進めています。具体的には、みずからがん体験を経験され、それを生かし、啓発活動を行う49名のがん検診啓発サポーター、あるいはポスターやチラシを配置、配布するなど、がん検診の啓発に協力する287のがん検診啓発協力事業所を登録いたしまして、県民に身近な地域で受診啓発を行っていただいているところでございます。今後、これらの登録数をさらにふやしていくこととしております。

また、がん患者や治癒者のケアについてであります。がん患者や治癒者のさまざまな不安や治療に関する疑問などの相談に対応するため、がん診療拠点病院など県内28カ所の病院に、がんに関する相談窓口を設置するとともに、相談員の能力を高めるための研修会を開催し、相談能力の充実に努めているところです。また、がん患者やその家族の交流の場でもありますがんサロンが、県内の病院や地域に25カ所設置されてるところであり、そこではお互いの療養体験を語り、励まし合うとともに、情報交換、意見交換や学習会が行われております。県では、こうした県内のがんサロンが一堂に集い交流する場の提供や、県のホームページにがんサロン情報を掲載し活用してもらうなど、がんサロンを核とした患者、家族の支援に努めているところです。県としましては、がん患者や治癒者が一人で悩むことのないよう、相談体制の強化やサロン間での情報の共有、充実を図ることが必要と考えており、今後もがんに対する不安を緩和するための支援に努めてまいります。

最後に、がん予防の推進に向けた取り組みについてお答えします。

がんの発生には、喫煙を始めとする生活習慣が関

与してると言われており、まず生活習慣を改善し、がんを予防する第1次予防が重要であると考えます。本県におきましては、若い世代の食の偏りや男性の4割に喫煙習慣があり、また運動習慣がある人は、県が掲げる目標値の30%に到達していないなどの課題があります。今後、こうした課題への対策を中心に、食の日に合わせたバランスのとれた食事や減塩の啓発、禁煙キャンペーン、各地域でウォーキングの開催など、全県的に取り組みを展開してまいります。

がんを早期発見、早期治療する2次予防も重要であります。県としましては、がん死亡の半分を占め、また検診が有効であります胃がん、肺がん、大腸がん、子宮がん、乳がんの、いわゆる5大がんの検診率の向上に努めているところです。しかし、昨年の5大がんの県内の平均受診率は25%程度であり、国の目標値の50%には遠く及んでいない状況であります。こうしたことから、例えば30歳代に多い子宮頸がんにつきましては、この世代を中心に受診を促していくといった、がんの種別ごとの特性を踏まえ、重点的に働きかけを行うなど、効果的な啓発に努めてまいります。以上です。

▼○議長（洲浜繁達）▽ 北島教育委員長。

〔北島教育委員会委員長登壇〕

▼○教育委員会委員長（北島建孝）▽ 大阪維新の会の教育基本条例案についてのお尋ねにお答えをいたします。

全文を詳しく読んだわけではございませんが、主な内容については承知をしたつもりでございます。教育委員会は、政治的中立と安定性を確保するために設置されていると認識していますが、今回の条例案は、そのこととどのように整合性が図られるのを見守っているところでございます。また、条例案では、将来的に校長すべてを公募することとされておりますが、これを島根県に当てはめた場合、本気で、しかも自分の身を削るようにして力を尽くしている教員のやる気をそぐことになるのではないかと思います。さらに、管理、経営能力を第一に考え、効率化のみを追い求めるということは、言い方を変えれば血の通わない、ぬくもりを感じない、切っ捨てするような教育になりかねないのではないかなと思います。内容につきましては一部共感できる部分もございますが、特定の政治的主張に教育が従うことにならないよう、配慮が必要であると思っております。

以上でございます。